

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧条文対照表

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第一条関係）	1
○ 総合科学技術会議令（平成十二年政令第二百五十八号）（第二条関係）	6
○ 内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）（第四条関係）	7
○ 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（第五条関係）	8
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第六条関係）	9

改正案	現行
<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>リ 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三号（15）において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>ヌ （略）</p> <p>ル 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（<u>第三号</u>（21）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項</p> <p>ロ ルに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項</p>	<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>リ （略）</p> <p>ル 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（<u>第三号</u>（19）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項</p> <p>ロ ルに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項</p>

ワ (略)

カ ワに掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

ヨ ッツ (略)

二 (略)

三 次に掲げる事務

(1) (略)

(13) 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三百十号

）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

(14) 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に

関すること。

(15) 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を

図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

(16) (略)

(18) 内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政

令（平成二十四年政令第八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

(19) (16)から(18)までに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策

に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(20) (略)

(34) (20)から(33)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する

こと（他省の所掌に属するものを除く。）。

(35) (略)

(38) (略)

ヲ (略)

ワ ヲに掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

カ ッソ (略)

二 (略)

三 次に掲げる事務

(1) (略)

(13) 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は

事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（

沖縄振興局の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（新設）

(14) (略)

(15) (略)

(16) 内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政

令（平成二十四年政令第八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

(17) (14)から(16)までに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策

に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(18) (略)

(32) (18)から(31)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する

こと（他省の所掌に属するものを除く。）。

(33) (略)

(36) (略)

(39) (37)及び(38)に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

(40) (51) (略)

(沖縄振興局の所掌事務)

第六条 沖縄振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

一 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務

(37) (35)及び(36)に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

(38) (49) (略)

(沖縄振興局の所掌事務)

第六条 沖縄振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務(振興開発計画に基づくものに限る。)に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

二 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務(振興開発計画に基づくものに限る。)に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することのうち、次に掲げる事項に関すること。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

ニ 水道及び工業用水道の整備

三・四 (略)

五 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務

のうち、次に掲げる事項に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

ニ 水道及び工業用水道の整備

五・六 (略)

(参事官の職務)

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

(削る)

一〇六 (略)

附則

(政策統括官の職務についての読替え)

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ヲ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(20)及び(34)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中(33)東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計

のうち、第二号イからニまでに掲げる事項に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

六・七 (略)

(参事官の職務)

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二〇七 (略)

附則

(政策統括官の職務についての読替え)

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ル中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号(18)及び(32)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中(31)東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計

面の認定に關すること、同法第四十四條第一項に規定する指定金融機關の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六條第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七條第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八條第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二條第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六條第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八條第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。」とあるのは「(33) 削除」とする。

2  
(略)

面の認定に關すること、同法第四十四條第一項に規定する指定金融機關の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六條第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七條第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八條第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二條第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六條第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八條第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。」とあるのは「(31) 削除」とする。

2  
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;"><u>総合科学技術・イノベーション会議令</u> (<u>専門委員</u>)</p> <p>第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;"><u>総合科学技術会議令</u> (<u>専門委員</u>)</p> <p>第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、<u>総合科学技術会議</u>（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

○内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令 内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等で政令で定めるものは、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とする。</p>	<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令 内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等で政令で定めるものは、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金）                  第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>（削る）</u></p> <p>三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金）                  第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>地域自主戦略交付金</u></p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（科学技術・学術政策局の所掌事務）</p> <p>第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（<u>内閣府並びに</u>研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（<u>内閣府並びに</u>研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（削る）</p> <p>四〇三十一 （略）</p> <p>（研究振興局の所掌事務）</p> <p>第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四〇二十 （略）</p> <p>（研究開発局の所掌事務）</p> <p>第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（科学技術・学術政策局の所掌事務）</p> <p>第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（<u>研究振興局及び</u>研究開発局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五〇三十二 （略）</p> <p>（研究振興局の所掌事務）</p> <p>第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三三 （略）</p> <p>四 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（<u>研究開発局の</u>所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五〇二十一 （略）</p> <p>（研究開発局の所掌事務）</p> <p>第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇四 (略)

(削る)

五〇二十二 (略)

(政策課の所掌事務)

第五十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する  
こと(内閣府並びに研究振興局及び研究開発局並びに他課の所掌に属  
するものを除く)。

三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(内閣府  
並びに研究振興局及び研究開発局並びに人材政策課及び産業連携・地  
域支援課の所掌に属するものを除く)。

(削る)

四〇十二 (略)

(人材政策課の所掌事務)

第五十七条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

一〇四 (略)

五 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術  
及び原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの  
方針の調整に関すること。

六〇二十三 (略)

(政策課の所掌事務)

第五十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する  
こと(研究振興局及び研究開発局並びに他課の所掌に属するものを除  
く)。

三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(研究振  
興局及び研究開発局並びに人材政策課及び産業連携・地域支援課の所  
掌に属するものを除く)。

四 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関す  
ること(研究振興局及び研究開発局並びに人材政策課の所掌に属する  
ものを除く)。

五〇十三 (略)

(人材政策課の所掌事務)

第五十七条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の経費の  
見積りの方針の調整に関すること。

三〇七 (略)

(振興企画課の所掌事務)

第六十二条 振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

(削る)

五〇二 (略)

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第六十八条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

四〇八 (略)

(参事官の職務)

第六十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一〇三 (略)

(削る)

四〇九 (略)

(地震・防災研究課の所掌事務)

四〇八 (略)

(振興企画課の所掌事務)

第六十二条 振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事(研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

六〇三 (略)

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第六十八条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。

五〇九 (略)

(参事官の職務)

第六十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一〇三 (略)

四 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。

五〇十 (略)

(地震・防災研究課の所掌事務)

第七十二条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

四〇六 (略)

(海洋地球課の所掌事務)

第七十三条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

(削る)

五〇七 (略)

(環境エネルギー課の所掌事務)

第七十四条 環境エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

四〇八 (略)

(宇宙開発利用課の所掌事務)

第七十五条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

第七十二条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五〇七 (略)

(海洋地球課の所掌事務)

第七十三条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 海洋科学技術等に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

六〇八 (略)

(環境エネルギー課の所掌事務)

第七十四条 環境エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五〇九 (略)

(宇宙開発利用課の所掌事務)

第七十五条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四〇十 (略)

(原子力課の所掌事務)

第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(削る)

四〇十二 (略)

五〇十一 (略)

(原子力課の所掌事務)

第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること(環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。)

五〇十三 (略)